

実用新案制度

国 コード	国又は地域名	現 の 地 必 要 代 理 人 性	審 査 制 度	存続期間		権利付与前 異議申立		権利付与後 異議申立		無効審判		備考
				起 算 日	期 （ 年 間）	起 算 日	期 間	起 算 日	期 間	起 算 日	期 間	
AU	オーストラリア	要	○ (備)	登	8	-			(備)			Innovation Patentとして規定 (備)権利行使する際又は第三者が権利の無効を主張する際は審査請求して権利の有効性を証明しなければならない。
BR	ブラジル	要	○	出	15	(備)		-		○		(備)情報提供制度あり
CL	チリ	要	○	出	10	公	45日	-		○		
CN	中国	要	×	出	10	-		-		○		
DE	ドイツ		×	出	10	-		-		○		
DK	デンマーク	要	×	出	3延 第1回3年	-		-		○		
EE	エストニア	要	-	出	4延 第1回4年	-		-		○(備)		(備)裁判所に提訴する。
ES	スペイン	要	×	出	10	公	2月	-		○		
FI	フィンランド	要	×	出	4延 第1回4年	-		-		○		
FR	フランス	要	×	出	6	-		-		○		
GR	ギリシャ	要	×	出	7	-		-		○		
GT	グアテマラ	要	○	出	10	-		(備)		○		(備)情報提供制度(登録の公告から3月間)あり
ID	インドネシア	要	○	出	10	公	3月	-		○		Simple Patentとして規定
IT	イタリア	要	×	出	10	-		-		○(備)		(備)裁判所に提訴する。
JP	日本	要	×	出	10	-		-		○		
KE	ケニア	要	×	登	10	-		(備)	6月	-		(備)権利付与の公告日
KR	韓国	要	○ (備1)	出	10	-		-		登	3月 (備2)	(備1)審査請求制度(出願から3年)がある。 (備2)登録から3月は何人も請求できる。その後は利害関係人又は審査官のみ請求できる。
MN	モンゴル	要	○	出	7	-		-		○(備)		(備)権利有効期間中のみ。 イノベーション証として規定
MX	メキシコ		○	出	10	-		-		○		
MY	マレーシア	要	○	出	10 延5ずつ2回	-		-		○		
NL	オランダ	要	×	出	6	-		-		○		短期特許として規定
OA	アフリカ知的財産権 機関(OAPI)	要	×	出	5 延3	-		-		○		
PH	フィリピン	要	×	出	7	-		-		○		
PL	ポーランド	要	○	出	10	-		(備)	6月	○		(備)権利付与の公告日
PT	ポルトガル	要	○	出	15	公	3月	-		○		
RU	ロシア	要	×	出	5 延3	-		○		○		
TR	トルコ	要	×	出	10	公	3月	○(備)		○		(備)方式上の欠陥を理由とするときのみ
TW	台湾	要	×	出	10	-		-		○		特許法中に規定
UA	ウクライナ	要	○	出	10	-		-		○		
UY	ウルグアイ	要	○	出	10 延5	-		-		○		

(備考) 特許庁「平成19年度各国の産業財産権制度・運用等に関する基礎資料の作成」による調査結果

注:

- (1) 審査制度の項中、「○」は実体審査を行う「審査主義」を、「-」は実体審査を行わない「無審査主義」をとっていることを示す。
- (2) 存続期間、権利付与前異議申立及び権利付与後異議申立の項中、“起算日”の項において、「出」とは「出願日」を、「登」とは「登録日」を、「公」とは「公告日」を、“期間”の項において「延」とは「期間延長」を示す。
- (3) 権利付与前異議申立、権利付与後異議申立の項中、「-」は「権利付与前異議申立制度、権利付与後異議申立制度をとっていない」ことを示す。
- (4) 無効審判の項中、「○」は「当該制度があるが、期限の定めがない」ことを示す。

情報の内容には正確を期しておりますが、誤りにお気づきの際は、特許庁総務部国際課外国相談係（Eメール: PA0842@jpo.go.jp）までご連絡いただくと幸いです。なお、当該情報の利用の結果発生するいかなる損害に対しても、特許庁は一切責任を負いません。

問い合わせ先：国際課